

**<参考配布資料>**  
**東日本大震災に対応して講じた措置の概要**

---

# 1. 東日本大震災の被害概要(①全体概要)

## 東日本大震災

発生日時：平成23年3月11日(金)14:46

震源：三陸沖（牡鹿半島の東南東130km）、深さ14km

規模：マグニチュード9.0

※1900年以降に発生した地震では世界で4番目の規模

最大震度：震度7

※阪神・淡路大震災、新潟県中越地震に続き、3度目

人的被害：死者 15,869名、行方不明者 2,847名  
 負傷者 6,109名 (H24.8月29日現在)

建物被害：全壊 129,340戸、半壊 264,043戸、  
 一部損壊726,094戸 (H24.8月29日現在)

津波被害：6県62市町村に渡り、浸水面積535km<sup>2</sup>  
 ※山手線内側の面積の約8.5倍



上：宮城県名取市  
 右下：宮城県気仙沼市  
 下：計画的避難区域と緊急時避難準備区域



## 福島第一原発事故

所在地：福島県大熊町（震度6強。15mの津波襲来と推定）

事故の重大度：国際原子力事象評価尺度のレベル7

主な経緯：

3月11日 緊急事態宣言

4月22日 計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定

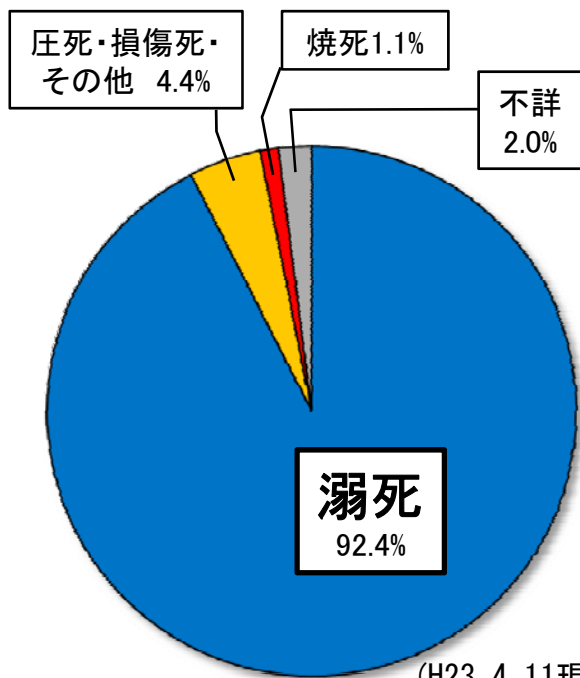
9月30日 緊急時避難準備区域の解除



# 1. 東日本大震災の被害概要(①全体概要)

## 東日本大震災

約9割が津波により死亡



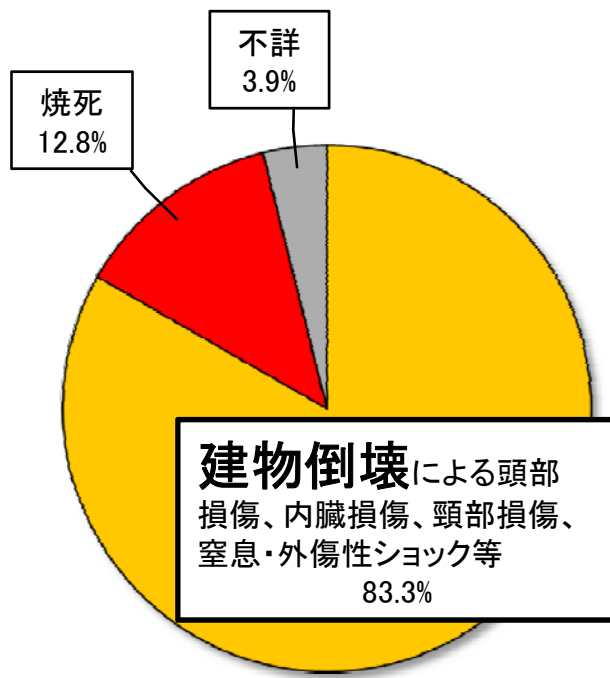
(H23. 4. 11現在)

(出典)内閣府「平成23年版防災白書」

死者 15,869名  
行方不明者 2,847名  
(H24. 8. 29現在)

## 阪神・淡路大震災

約8割が建物倒壊により死亡

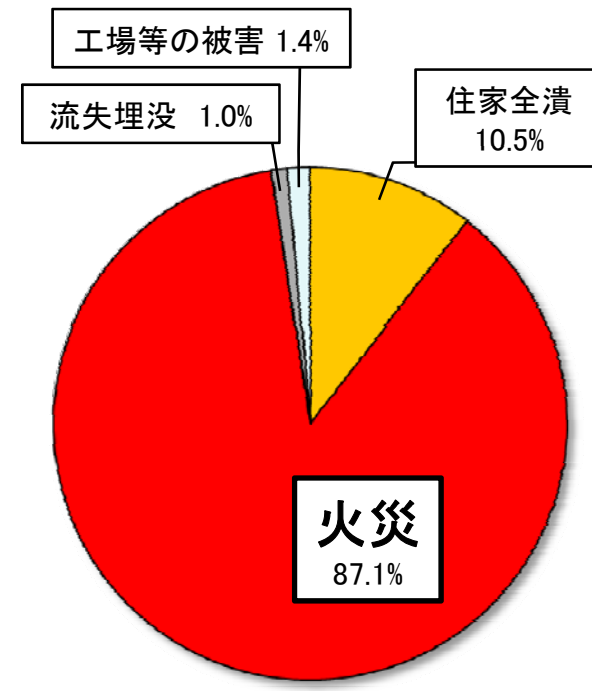


(出典)「神戸市内における検死統計(兵庫県監察医、平成7年)」

死者 6,434名  
行方不明者 3名

## 関東大震災

約9割が火災により死亡



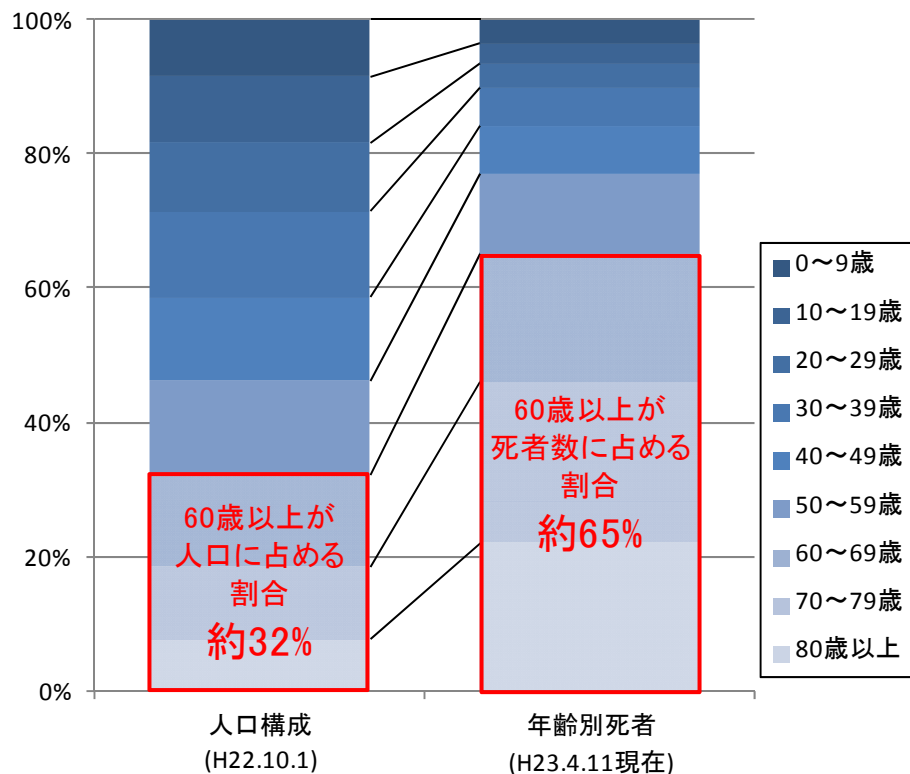
(出典)日本地震工学会『日本地震工学会論文集 vol.4Sept, 2004』関東地震(1923年9月1日)による被害要因別死者数の推定、諸井孝文、武村雅之」

死者・行方不明者  
105,385名

# 1. 東日本大震災の被害概要(①全体概要)

## 東日本大震災

死者について60歳以上の占める割合は**約65%**  
(人口構成比の約2倍)

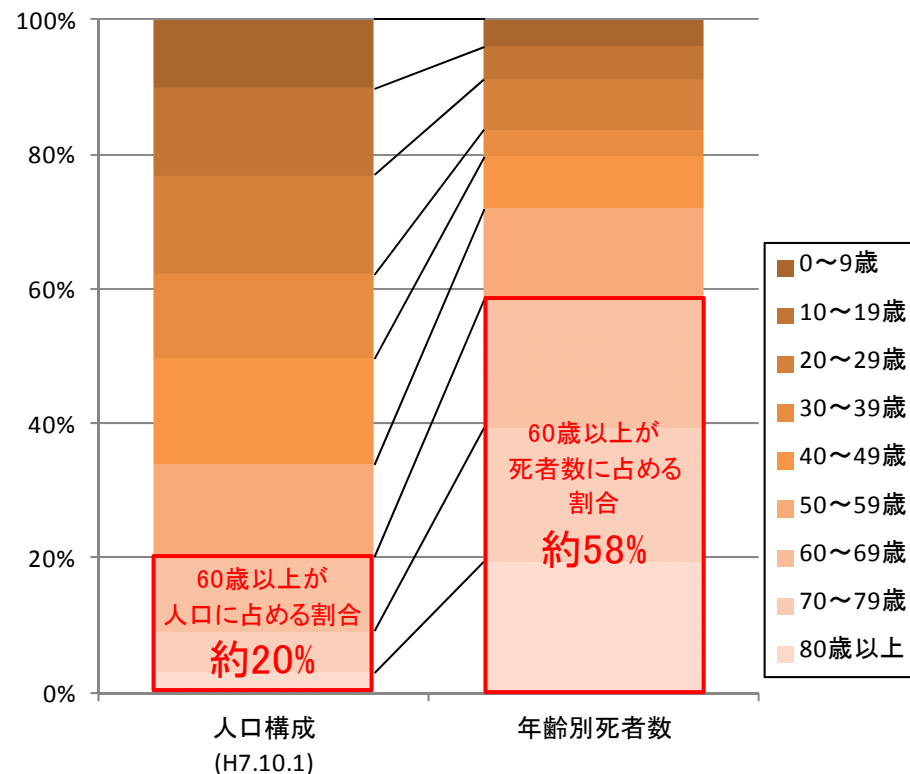


(出典)内閣府「平成23年版防災白書」、総務省「平成22年国勢調査」

死者 15,869名  
行方不明者 2,847名  
(H24. 8. 29現在)

## 阪神・淡路大震災

死者について60歳以上の占める割合は**約58%**  
(人口構成比の約3倍)



(出典)内閣府「平成23年版防災白書」、総務庁「平成7年国勢調査」

死者 6,434名  
行方不明者 3名

## ■ 建築物の被害の特徴

- 観測された震度に比べると震動による建築物の被害は大きくなく、築年数が古い建築物を中心に被害が見られるが、構造部材の被害はそれほど顕著ではない。
- 構造部材以外では、天井の脱落、エスカレーターの落下等の被害が見られた。
- 液状化により、小規模建築物で建築物全体が傾斜・沈下する被害が見られた。
- 津波により、RC造、鉄骨造等でも崩壊、転倒、移動、流出等の被害が見られた。

## ■ 木造建築物の被害

築年数の古い建築物を中心に、倒壊、躯体の傾斜、瓦の落下、外壁の剥落等の被害が見られた。



←  
住宅/  
茨城県  
那珂市



←  
住宅/  
宮城県  
石巻市

(出典)(写真左右とも)国土技術政策総合研究所、建築研究所「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査研究(速報)(東日本大震災)」

## ■鉄筋コンクリート造建築物の被害

限定的に低層建築物の中間層崩壊、ピロティ構造の1階の層崩壊等の大きな構造被害が見られたが、全体としては顕著な被害は見られなかった。



←  
大学/  
福島県  
福島市



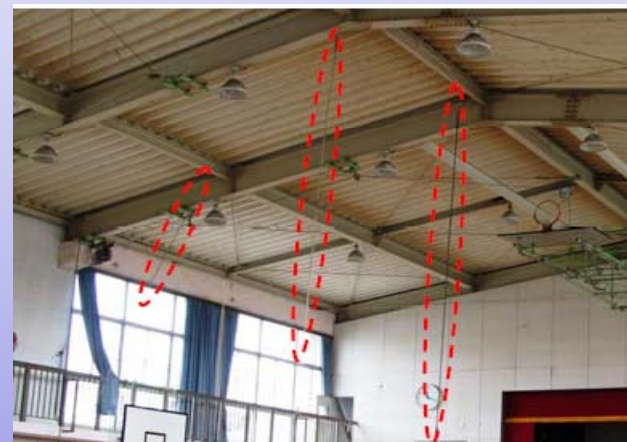
←  
集合住宅/  
福島県  
郡山市

## ■鉄骨造建築物の被害

ブレース材の座屈やその接合部分の損傷等の被害がいくつか見られたが、柱、梁等の主要な構造部材に座屈や破断等の大きな構造被害は見られなかった。



←  
体育館/  
茨城県  
那珂市



←  
体育館/  
茨城県  
笠間市

# 1. 東日本大震災の被害概要(②建築物の被害概要)

## ■非構造部材の被害

体育館、劇場、空港などの大規模な空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、部分的にまたは全面的に落下する被害が見られた。



←  
体育館/  
茨城県  
日立市



←  
空港/  
茨城県  
小美玉市



←  
ホール/  
神奈川県  
川崎市



←  
体育館/  
茨城県

(出典)(左下写真)国土交通省 (左下写真以外)国土技術政策総合研究所、建築研究所「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査研究(速報)(東日本大震災)」

# 1. 東日本大震災の被害概要(②建築物の被害概要)

## ■ 建築設備の被害

建築物に設置されているエスカレーターの落下、エレベーターの釣合おもりの脱落、電気給湯器等の転倒等の被害が見られた。



(出典)仙台市役所

←  
物販店/  
宮城県  
仙台市



←  
電気給湯器

(出典)国民生活センター報道発表資料

## ■ 液状化による被害

戸建て住宅等の小規模な建築物において、建築物全体が傾斜、沈下するなどの被害がみられた。



←  
住宅/  
茨城県  
神栖市

(出典)(写真左右とも)国土技術政策総合研究所、建築研究所「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査研究(速報)(東日本大震災)」



←  
住宅/  
千葉県  
浦安市



## ■建築物の津波被害

津波により、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建築物でも崩壊、転倒、移動、流出等の被害が見られた。



← 住宅／  
岩手県  
大槌町



← 交番／  
宮城県  
女川町



← 住宅／  
宮城県  
気仙沼市



← 市営住宅／  
宮城県  
石巻市

(出典)(写真全て)国土技術政策総合研究所、建築研究所「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査研究(速報)(東日本大震災)」

## 2. 建築被害を踏まえた建築基準の検証・見直しへの対応(全体)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による建築被害を踏まえた建築物の安全性確保対策が的確に推進されるよう、現地調査に基づく被害状況の分析、関連する技術的検討等を推進し、これらの検討成果を踏まえ、建築基準法等の技術基準の検証・見直しを推進する。

### ①津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討

#### 検討事項

- ・津波荷重の算定式を津波被害の実態に基づき検討
- ・津波避難ビルの位置的要件等に係る留意点の検証
- ・津波に対する安全性に配慮した建築制限の基本的な考え方を整理

#### 検討成果

- ・津波に対し構造安全性等が確保される建築物の技術基準等の整備
  - 津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る技術的助言の発出(平成23年11月17日付国住指第2570号国土交通省住宅局長通知)
  - 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づく告示制定
    - ・津波災害警戒区域における指定避難施設の指定に係る告示(平成23年12月27日施行)
    - ・津波災害特別警戒区域における建築規制に係る告示(平成24年6月13日施行)

### ②地震被害を踏まえた非構造部材の基準の整備に資する検討

#### 検討事項

- ・天井脱落被害状況を踏まえた落下防止工法・被害防止対策の検討

#### 検討成果

- ・「建築物における天井脱落対策試案」についてパブリックコメント中  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000332.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000332.html) (7/31~9/15)

### ③エスカレーター等の昇降機に係る地震安全対策に関する検討

#### 検討事項

- ・エスカレーターの落下防止対策その他昇降機に係る地震安全対策の検討

#### 検討成果

- ・「エスカレーターの落下防止対策試案」についてパブリックコメント中  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000333.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000333.html) (7/31~9/15)

### ④長周期地震動に対する建築物の安全性検証方法に関する検討

#### 検討事項

- ・長周期地震動の作成手法の検討
- ・超高層建築物等の耐震設計クライテリアの検討

#### 検討成果

- ・超高層建築物等における長周期地震動への対策のための技術基準等の整備(予定)

### ⑤液状化に関する住宅情報の表示に係る基準の整備に資する検討

#### 検討事項

- ・液状化予測手法の妥当性についての検討
- ・地盤の液状化に関する情報表示についての検討

#### 検討成果

- ・住宅性能表示制度における表示項目の整備(予定)

## 2. 建築被害を踏まえた建築基準の検証・見直しへの対応(①津波)

東日本大震災における津波被害に関する調査等を踏まえ、**津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等について検討**

### 津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る技術的助言について

(平成23年11月17日付国住指第2570号国土交通省住宅局長通知)

#### 津波避難ビル等の**構造上の要件に係る暫定指針等の策定**

(構造上の要件)

- 津波避難ビル等に関するガイドライン(平成17年内閣府(防災担当))に示されている**津波荷重**について、従来、浸水深の一律3.0倍としていたところを、**軽減効果のある堤防等の有無や海岸からの距離に応じて、1.5~2.0倍まで合理化。**

(避難スペースの高さ)

- 浸水深や階高等に応じ個別検討が必要だが、**想定浸水深相当階の2階上に設ければ安全側**

#### 災害危険区域に係る**建築制限の考え方**の提示

**災害危険区域**(建築基準法)

地方公共団体の条例で、災害危険区域を指定し、必要な建築制限を実施

- 災害危険区域における建築制限に係る技術的助言(昭和34年建設省通知)に示されている**対象区域や対象建築物の考え方**について追加的知見を提示

### 津波防災地域づくりに関する法律に基づく告示制定(平成23年12月27日施行)

- 津波災害警戒区域における指定避難施設の指定に係る告示(平成23年12月27日施行)
- 津波災害特別警戒区域における建築規制に係る告示(平成24年6月13日施行)

### 過去の地震における天井脱落に関する主な被害

- ・ 芸予地震(H13.3) / 体育館等の天井落下
- ・ 十勝沖地震(H15.9) / 空港ターミナルビル等の天井落下
- ・ 宮城県沖地震(H17.8) / スポーツ施設の天井落下

### 非構造部材（天井）の脱落対策に関する対応状況

芸予地震、十勝沖地震による被害を受け、技術的助言(H13.6.1、H15.10.15)を通知し、以下の対策を助言。

- ① 構造体と天井材の間にクリアランスを設ける
- ② 吊ボルトにブレースを設ける
- ③ Tバーを下地材に固定する
- ④ 剛性の異なる部分相互の間にクリアランスを設ける 等

宮城県沖地震による被害を受け、技術的助言(H17.8.26)を通知し、以下の対策を助言。

- ① 建築確認の際に、天井に関する設計図書の提出を求め、H15通知の対策が適切にとられていることを確認
- ② 中間検査又は完了検査において、天井の工事写真を求める等により、設計図書通り施工されていることを検査

東日本大震災による被害を受け、天井脱落防止のための規制強化、既存建築物への対応を定めた「建築物における天井脱落対策試案」についてパブリックコメント中

(7/31~9/15)

### 「建築物における天井脱落対策試案」について

#### ■建築基準法の天井脱落に係る規定

- 建築基準法では、天井について、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない旨規定【建築基準法施行令第39条】



#### ■建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化

天井脱落対策について、「天井脱落対策に係る技術基準原案」をもとに基準を定め、建築基準法に基づき、新築建築物等への適合を義務付け

対象：6m以上の高さにある200m<sup>2</sup>以上の吊り天井

基準：吊りボルト等を増やす、接合金物の強度を上げるなど  
又は、ネットの設置などによる落下防止措置

#### ■既存建築物への対応

- 防災拠点施設など特に早急に改善すべき建築物\*について改修を行政指導

\* ア. 災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設  
イ. 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

- 定期報告制度の活用による状況把握

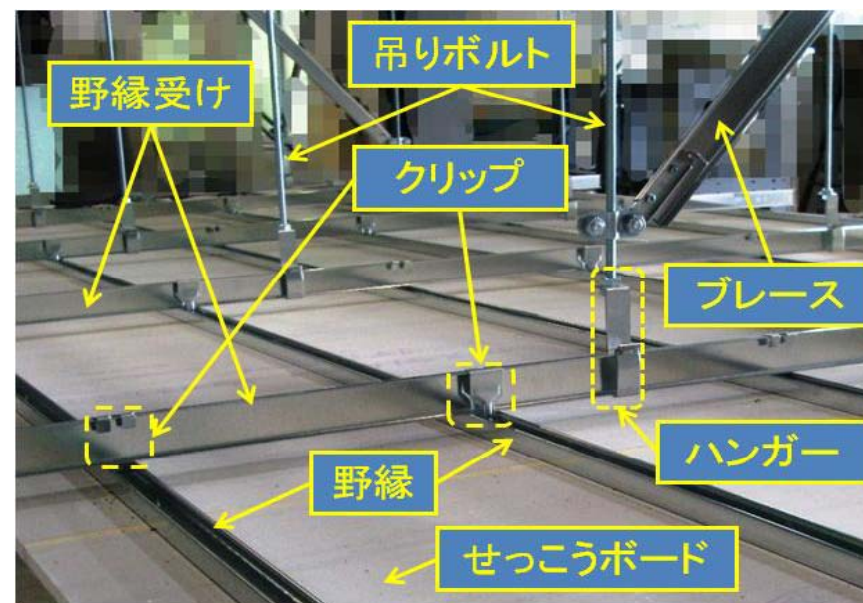
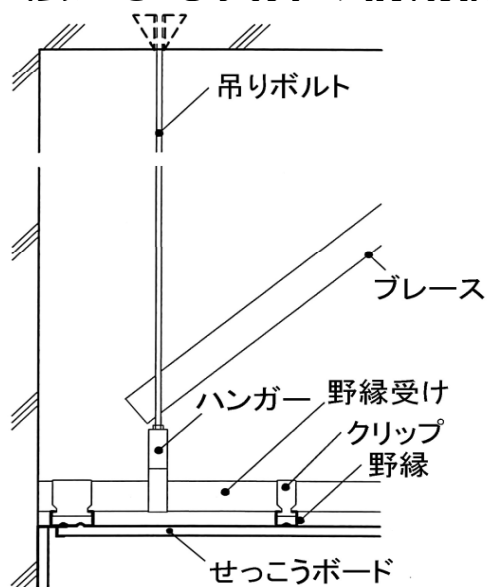
- 社会資本整備総合交付金の活用による改修費用への支援

### 【天井脱落対策に係る技術基準原案】

#### ○現状と、天井脱落対策に係る技術基準原案の比較例

	現状	見直し後
クリップ、ハンガー等の接合金物	引っ掛け式等で地震時に滑ったり外れるおそれ	ねじ留め等により緊結
吊りボルト、ブレース等の配置	設計により様々	密に配置 (吊りボルト 1本/m <sup>2</sup> 強化したブレース 1対/15m <sup>2</sup> )
設計用地震力(水平方向)	実態上1G程度	最大2.2G

#### ○現状の在来工法による天井の構成例



### 東日本大震災における建築設備の被害

- ・ショッピングセンターにおけるエスカレーターの落下
- ・エレベーターの釣合おもりの脱落
- ・電気給湯器等の転倒

### エスカレーター等の昇降機の地震安全対策に関する対応状況

エスカレーターの耐震対策については、現行の建築基準法では規定はなく、「昇降機耐震設計・施工指針」(財)日本建築設備・昇降機センター、(社)日本エレベータ協会編集、国土交通省監修)において、①かかり代の寸法、②固定部の強度計算について定めているところ。

エレベーターの耐震対策については、現行の建築基準法では、かご・釣合おもり枠の脱レール防止、主索の外れ防止、駆動装置・制動機の転倒防止等について規定されているが、釣合おもりの脱落防止に関する規定はない。

現在、エスカレーターの落下防止のための規制強化、既存建築物への対応を定めた「エスカレーターの落下防止対策試案」についてパブリックコメント中(7/31~9/15)。また、エレベーターの釣合おもりの耐震対策の基準化についても検討中。

### 電気給湯器等の転倒防止に関する対応状況

電気給湯器等の転倒防止に係る告示改正に向け、パブリックコメントを実施(5/25~6/23)し、技術基準について最終の取りまとめ中。

### 「エスカレーターの落下防止対策試案」について

#### ■現行の業界指針

落下防止のための「かかり代」(昇降高さ×1/100+20mm以上)を確保する。



#### ■建築基準法に基づくエスカレーターの落下防止対策の規制強化

「エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案」をもとに基準を定め、建築基準法に基づき、新設エスカレーターへの適合を義務付け

**基準 ⇒ 【対策1】落下防止のための十分な「かかり代」(昇降高さ×1/40+20mm以上)の(選択) 確保(ただし、構造計算により緩和が可能)**

**【対策2】ワイヤロープ等による落下防止措置**

#### ■既設エスカレーターへの対応

- 優先度の高いものから改修を促進するよう業界に強く要請するとともに、新基準について所有者等に周知 \* 昇降高さが6m以上のエスカレーター(全体の約15%)等から優先的に実施
- 定期検査報告制度等の活用による状況把握 \* 既設エスカレーターは約6万台



### 「エスカレーターの落下防止対策試案」について

#### ■エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案

##### 1. 仕様ルート

【対策1】 十分な「かかり代」の確保

- ・「かかり代」は昇高差×1/40+20mm以上を原則とし、中規模地震時の層間変形角が1/200を超える場合は割増し補正する。ただし、建築物の変位を構造計算によって確かめた場合は、1/100を下限として緩和。

【対策2】 ワイヤロープ等による落下防止措置

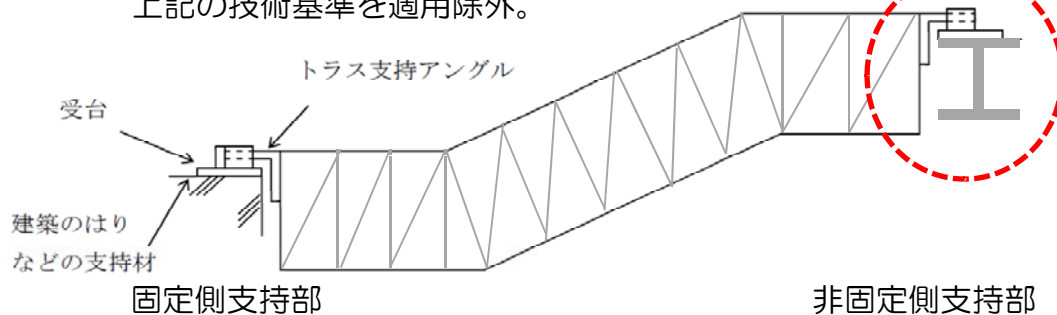
- ・昇高差×1/100+20mm以上の「かかり代」を設けた上で、ワイヤロープ等による落下防止措置（バックアップ措置）を講ずる。

##### 2. 特殊検証ルート

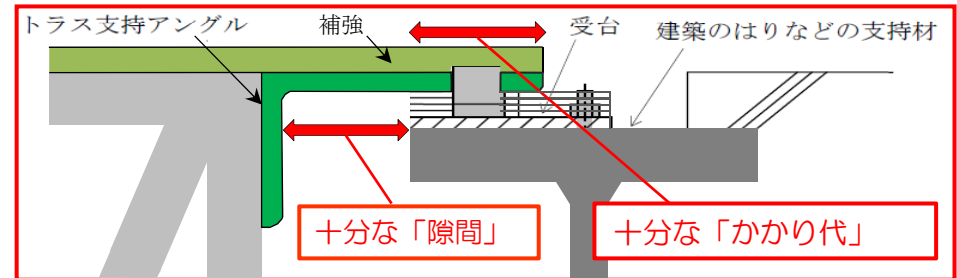
- ・新たな構造方法を採用しようとする場合など、仕様ルートによらない場合を対象とする。

##### 3. 適用除外

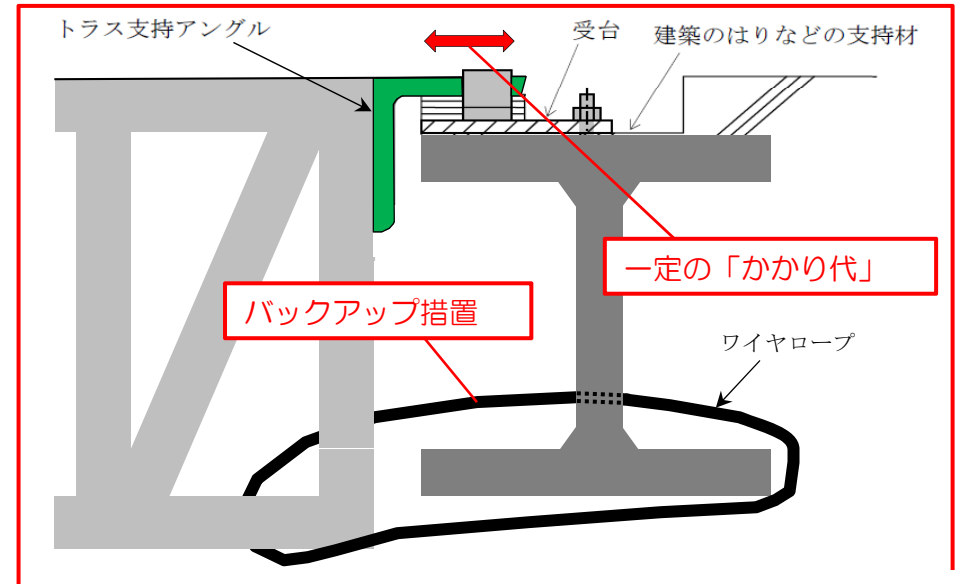
- ・エスカレーターが床又は地盤上に自立する構造である場合などエスカレーターが落下するおそれがないことが明らかな場合は、上記の技術基準を適用除外。



【対策1】  
十分な「かかり代」の確保 (1/100→原則1/40に強化)



【対策2】  
ワイヤロープ等による落下防止措置



### 長周期地震動による建築物への影響

長周期地震動は、その周期と同じぐらいの固有周期を持つ建築物に対して大きく影響を与えるため、固有周期の長い超高層建築物への影響が考えられる。

長周期地震動への対策に当たっては、地震時の揺れの大きさを低減させるほか、揺れをなるべく早く減衰させることが肝要。

### 超高層建築物における長周期地震動対策に関する対応状況

現行の建築基準法では、高さが60mを超える超高層建築物については、認定に当たって、短周期成分から一定の長周期成分まで含む複数の地震動について、建築物がどのように揺れるかをコンピューターで解析し、建築物が倒壊・崩壊しないこと等を確認。

平成22年12月に長周期地震動の対策試案のパブコメを実施。

- ①文部科学省地震調査研究推進本部が公表した想定東海地震、東南海地震、宮城県沖地震の3地震を対象として、長周期地震動を考慮した設計用地震動を提示する。
- ②新たに超高層建築物等を建築する場合には、この設計用地震動による構造計算と、家具等の転倒防止対策についての説明を求める。
- ③既存の超高層建築物等に対しては、長周期地震動による影響が大きいものについて、再検証し、必要な補強等を行うことを要請する。

現在、内閣府や文部科学省地震調査研究推進本部において南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震についての検討が行われており、その結果を見極めつつ、東日本大震災において収集された観測データ等を踏まえた検討を行った上で、長周期地震動への対策についてまとめる予定。

### 東日本大震災における液状化による建築物の被害

東日本大震災における広範囲にわたる地盤の液状化（東京湾岸地域・利根川流域等）戸建住宅を中心に傾斜や沈下の被害。

### 住宅・建築物における液状化に関する対応状況

現行の建築基準法では、マンション等の規模の大きい建築物については、大地震が発生した場合、液状化によって倒壊する危険性があることから、構造計算を義務づけ、この中で液状化対策を求めているところ。

住宅の取得者に対し、液状化に関する情報の確実な提供が必要

現在、液状化予測方法の妥当性や、地盤の液状化の情報表示に関する有効な項目・内容についての検討を進め、住宅性能表示制度における液状化対策に係る追加項目を検討しているところ。

### <参考>住宅性能表示制度とは

国が定める共通のルールに基づき、第三者機関が住宅の性能を評価・表示。

※「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成12年施行）」の中に位置づけ

○任意利用（新築住宅における活用率20%強）

○新築及び既存住宅（H14～）が対象。

○第三者機関（登録住宅性能評価機関）による評価

○10分野・32項目（新築の場合）の評価項目

【平成23年度の実績】 約19.8万戸（うち戸建は約9.2万戸）

### 3. 建築行政等の対応(①応急危険度判定)

#### 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、余震などによる二次災害を防止するため、市町村が大地震により被災した建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するものである。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。



『判定ステッカー』

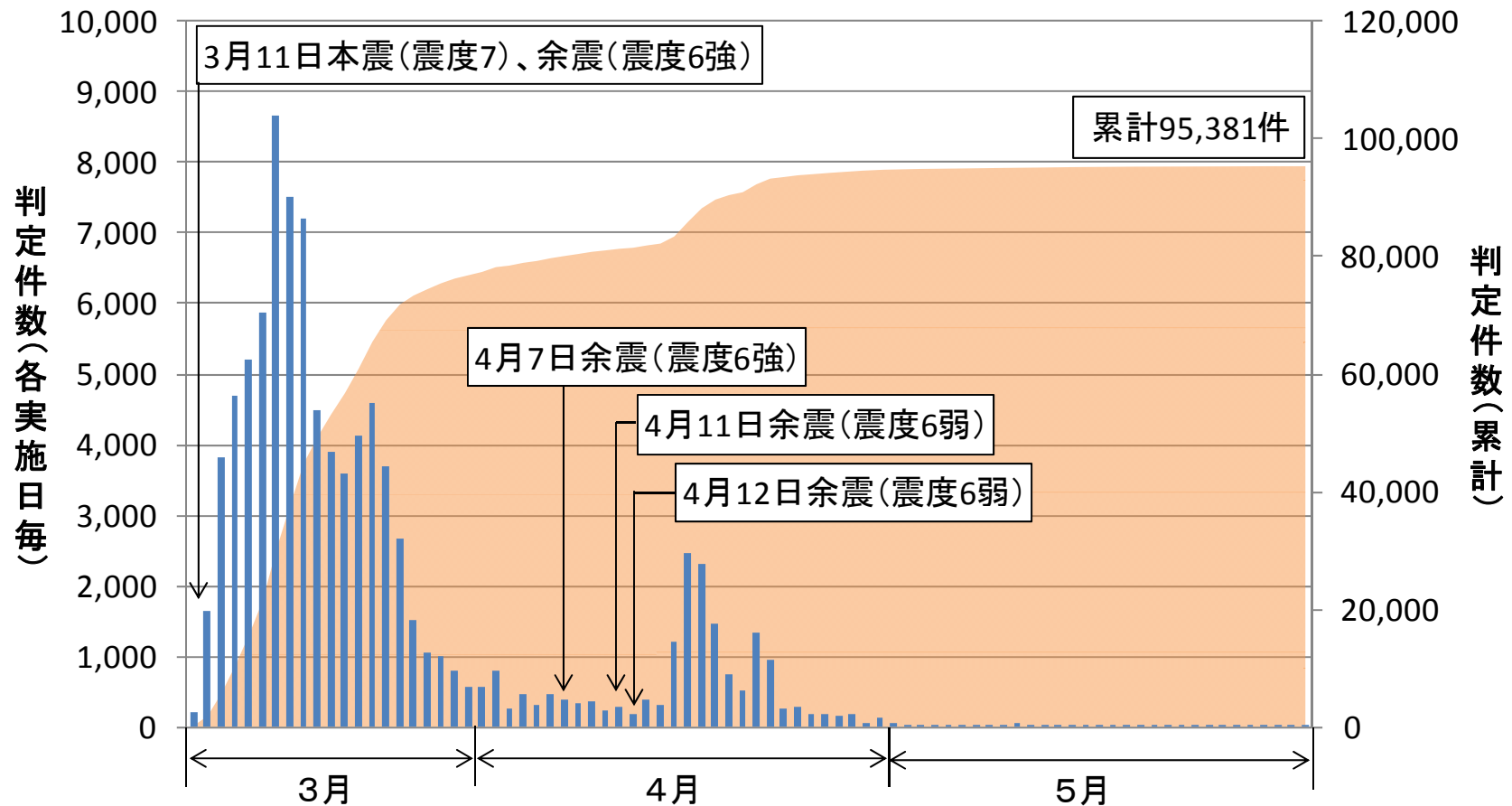
赤:「危険」この建築物に立ち入ることは危険  
 黄:「要注意」この建築物に立ち入るときは十分注意  
 緑:「調査済」この建築物は使用可能

#### ○ 東日本大震災における実施状況 (平成23年8月1日現在)

地震名 (発生日)	判定期間	判定件数(件)				判定士 (人)
		危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	計	
東日本大震災(H23.3/11)	3/11~8/1	11,699	23,191	60,491	95,381	8,541
(参考) 兵庫県南部地震 (H7.1/17)	1/18~2/9	6,476	9,302	30,832	46,610	6,468
新潟県中越地震 (H16.10/23)	10/24~11/10	5,243	11,122	19,778	36,143	3,821

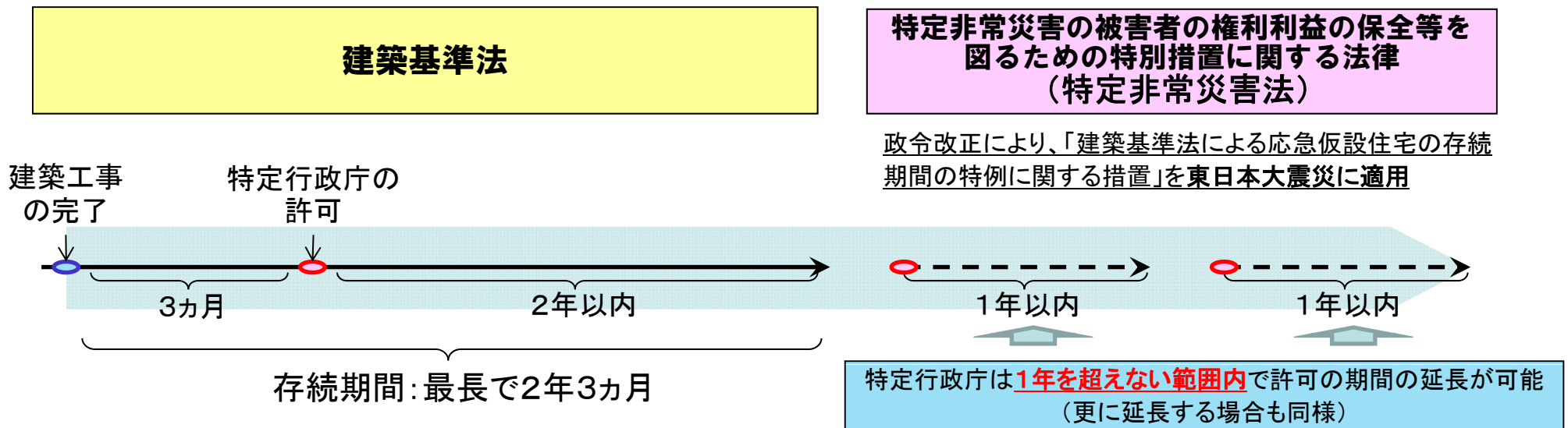
### 3. 建築行政等の対応(①応急危険度判定)

東日本大震災における被災建築物応急危険度判定の判定件数(実施日別、累計)



### 3. 建築行政等の対応(②応急仮設建築物)

- 応急仮設住宅の存続期間については、**建築基準法**においては、**最長で2年3か月**とされているところ。
- この存続期間については、著しく異常かつ激甚な非常災害を対象とする「**特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条**」を適用することにより、**さらに1年ごとに特定行政庁の許可を受けることで延長可能**。  
(注)阪神・淡路大震災(平成7年)及び新潟県中越地震(平成16年)についても適用
- 今回の東日本大震災が、極めて甚大な被害をもたらしたことにより、多くの応急仮設住宅の建設が予定されていることから、被災者の生活の安定を早期に図るため、今回の応急仮設住宅にこの規定を適用するための**政令の改正**を行うこととし、平成23年5月27日に閣議決定し、**6月1日より施行**。



### 3. 建築行政等の対応(②応急仮設建築物)

#### 東日本大震災復興特別区域法による特例の目的

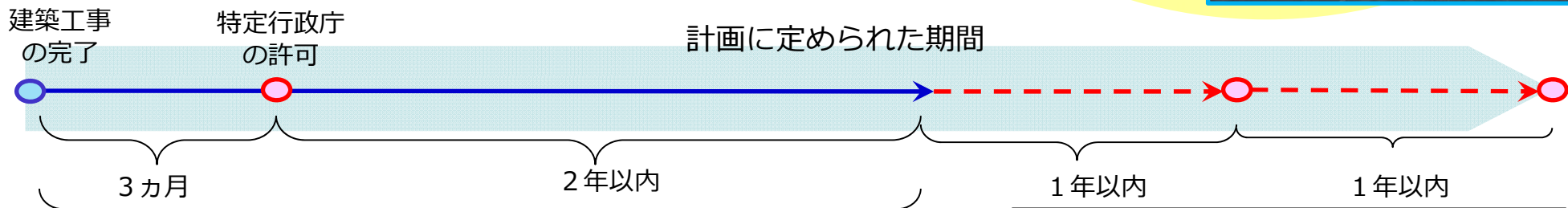
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

#### 現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

#### 特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において、**存続期間の延長を可能とする。12月26日より施行**



現行制度※による存続期間：最長で2年3か月

特定行政庁は計画に定められた期間内で**1年以内ごとに許可の期間の延長が可能**

※応急仮設住宅については、特定非常災害法に基づく政令により、平成23年6月に存続期間の延長を措置済（1年以内ごとに許可の期間の延長が可能）

### 3. 建築行政等の対応(③用途制限の緩和)

#### 東日本大震災復興特別区域法による特例の目的

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

#### 用途規制の緩和(建築基準法の特例)～

##### 現行制度

<特定行政庁が許可できる場合>

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合

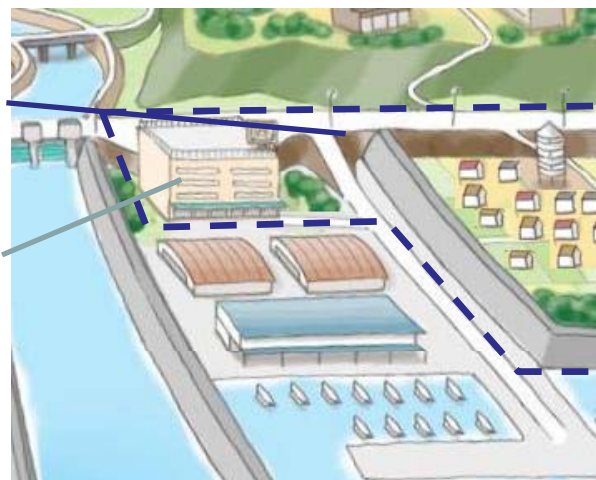
##### 特例措置

<特定行政庁が許可できる場合>

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
- ◆ **基本方針に適合すると認めた場合**

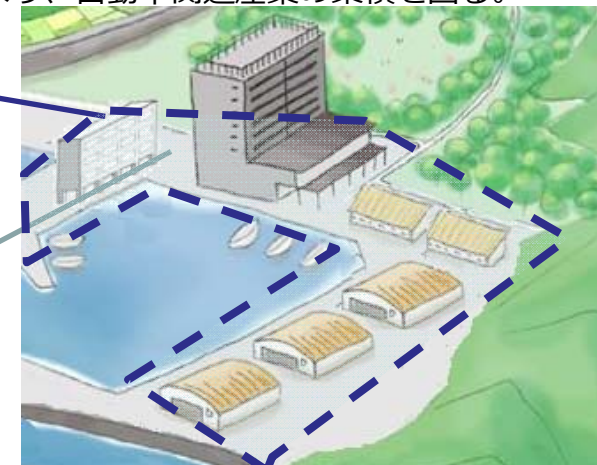
#### 想定される事例

被災した商業地域において、水産物の飲食・物販所とともに水産加工場等の立地を許可し、水産加工物の製造直販をする水産物関係の産業集積を図る。



#### 許可の基準の明確化により、一体的かつ迅速な緩和が可能に

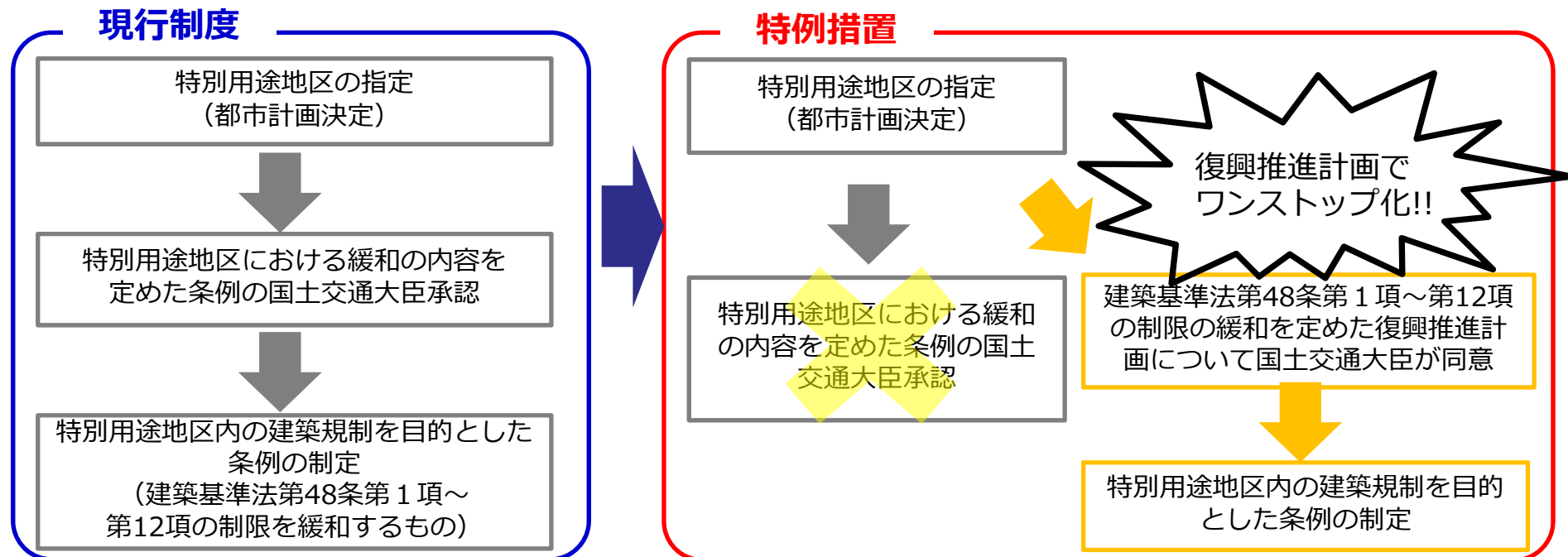
工業専用地域において、被害を受けた自動車の修理や部品製造工場に併せて、販売店舗や中高層住宅の建築を許可し、工場の従業員の住居確保と、津波からの避難に資する中高層建築物の立地を図ることにより、自動車関連産業の集積を図る。





### 3. 建築行政等の対応(③用途制限の緩和)

#### ～特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)～



#### 特別用途地区の指定のイメージ

地場産業である水産業の育成のため、住居系地域において水産関連工場の立地を可能とする特別用途地区を指定



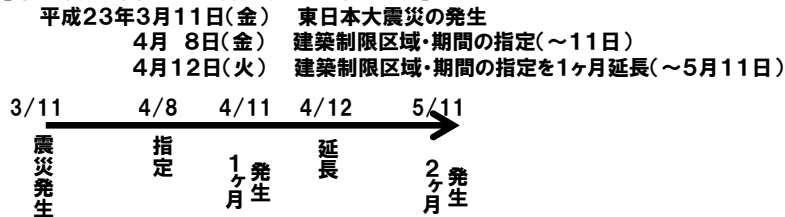
# 3. 建築行政等の対応(④被災地域における建築制限)

## ■東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

### 建築基準法第84条に基づく被災市街地における建築制限

被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる(延長の場合、最長で2ヶ月まで可能)。

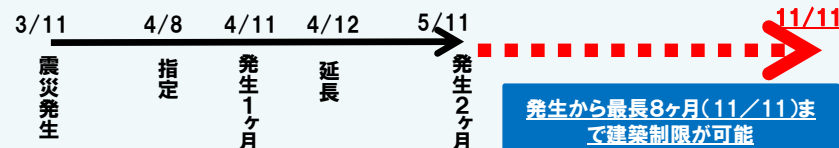
#### 【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】



→ 通常の災害では、被災後2ヶ月以内に復興に向けたまちづくりの方針を定め、被災後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域を都市計画決定することが見込まれる。  
 → 東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や諸手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2ヶ月以内の都市計画決定は不可能な状況。  
**期間の延長が必要である旨、宮城県からの要望(平成23年4月8日付)。**

### 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律 (平成23年4月29日公布・施行)

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、**災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)以内の期間**に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとする。



### <特例法における建築制限の状況>

#### 1. 実施区域

気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町、山元町、石巻市の一部区域

#### 2. 建築制限の内容

上記区域内において、建築物(次に掲げるものを除く。)の建築を制限。

- (1) 気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町、山元町
  - ・ 停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
  - ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
  - ・ その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物
- (2) 石巻市
  - ・ 国、県、市等が震災復興事業の一環として建築する建築物
  - ・ 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
  - ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
  - ・ その他市長が支障ないと認めた建築物

#### 3. 建築制限の期間

当初は平成23年9月11日までであったが、各市町において建築制限の期間の延長の措置がなされた。

- 気仙沼市、女川町:平成23年5月12日～11月10日 (一部区域の建築制限は、9月11日に終了。)
- 南三陸町、名取市:平成23年5月12日～11月10日
- 山元町:平成23年7月1日～11月10日
- 東松島市:平成23年5月12日～10月31日
- 石巻市:平成23年5月28日～11月11日 (一部区域の建築制限は、5月12日又は5月28日から9月11日で終了し、被災市街地復興推進区域に移行。)

# 3. 建築行政等の対応(④被災地域における建築制限)

## 各県における建築制限の実施状況 (H24.8.1時点)

### 岩手県

H24. 2. 8 陸前高田市 (621. 2ha)  
 H24. 5. 16 大槌町 (164. 1ha)  
 H24. 7. 9 釜石市 (168. 6ha)

陸前高田市 H24. 3. 26 条例制定(区域未指定)

### 宮城県

発災から2ヶ月

発災から6ヶ月

発災から8ヶ月

発災から2年

H23. 4. 8  
 気仙沼市 (669. 8ha)  
 名取市 (102. 7ha)  
 東松島市 (162. 7ha)  
 女川町 (273. 6ha)  
 南三陸町 (175. 7ha)  
 <以上宮城県指定>  
  
 石巻市 (434. 1ha)  
  
 合計 : 1818. 2ha

H23. 5. 12  
 気仙沼市 (465. 1ha)  
 名取市 (102. 7ha)  
 東松島市 (162. 7ha)  
 女川町 (206. 9ha)  
 南三陸町 (175. 7ha)  
  
 H23. 7. 1  
 山元町追加(198. 1ha)  
 <以上宮城県指定>  
  
 H23. 5. 12  
 石巻市 (434. 1ha)  
 H23. 5. 28  
 石巻市追加(109. 3ha) →計 : 543. 4ha  
 合計 : 1854. 2ha

H23. 9. 12 延長  
 気仙沼市 (266. 7ha)  
 名取市 (102. 7ha)  
 東松島市 (162. 7ha)  
 女川町 (144. 3ha)  
 南三陸町 (175. 7ha)  
 山元町 (198. 1ha)  
 <以上宮城県指定>  
 石巻市 ( 94. 0ha)  
 合計 : 1143. 8ha

H23. 11. 11  
 気仙沼市 (266. 7ha)  
 名取市 (102. 7ha)  
 東松島市 (162. 7ha) \* 東松島市は11. 1~  
 →H24. 5. 30区域追加 (計 202. 4ha)  
 女川町 (182. 6ha)  
 南三陸町 (154. 4ha)  
  
 山元町 H23. 11. 11 条例制定・区域指定(約1, 900ha)  
 仙台市 H23. 12. 16 条例制定・区域指定(1, 213. 8ha)  
 石巻市 H23. 12. 26 条例制定(区域未指定)

H23. 9. 12 石巻市(449. 4ha)

南三陸町 H24. 4. 1 条例一部改正・区域追加(約32ha)

東松島市 H24. 6. 1 条例制定・区域指定(約1, 200ha)

亘理町 H24. 6. 18 条例制定・区域指定(約470ha)

気仙沼市 H24. 6. 29 条例制定・H24. 7. 9 区域指定(約1, 380ha)

(被災市街地復興推進地域 合計 : 1412. 6ha)

(災害危険区域 合計 : 約7, 500ha ※区域未指定の石巻市を除く)

### 福島県

相馬市 H23. 7. 22 条例制定・H23. 10. 31 区域指定(約110ha)  
 南相馬市 H23. 9. 5 条例制定・H24. 4. 3 区域指定(約680ha), H24. 5. 11 区域指定(約470ha)  
 新地町 H23. 9. 21 条例制定・H23. 12. 27 区域指定(約56ha)

建築基準法第84条に基づく建築制限

建築制限特例法に基づく建築制限

被災市街地復興推進地域による建築制限

災害危険区域による建築制限

## 4. 住宅行政の対応(応急仮設住宅、公営住宅等の状況等)

### ◇ 応急仮設住宅

○ 応急仮設住宅の建設状況（平成24年9月3日10時現在）

計 916地区53,169戸着工済み(うち53,169戸完成)

	計	岩手県	宮城県	福島県	茨城県、千葉県、 栃木県、長野県
必要戸数	54,266戸	13,984戸	22,095戸	17,872戸	315戸
着工確定戸数	53,169戸	13,984戸	22,095戸	16,775戸	315戸
完成戸数	53,169戸	13,984戸	22,095戸	16,775戸	315戸

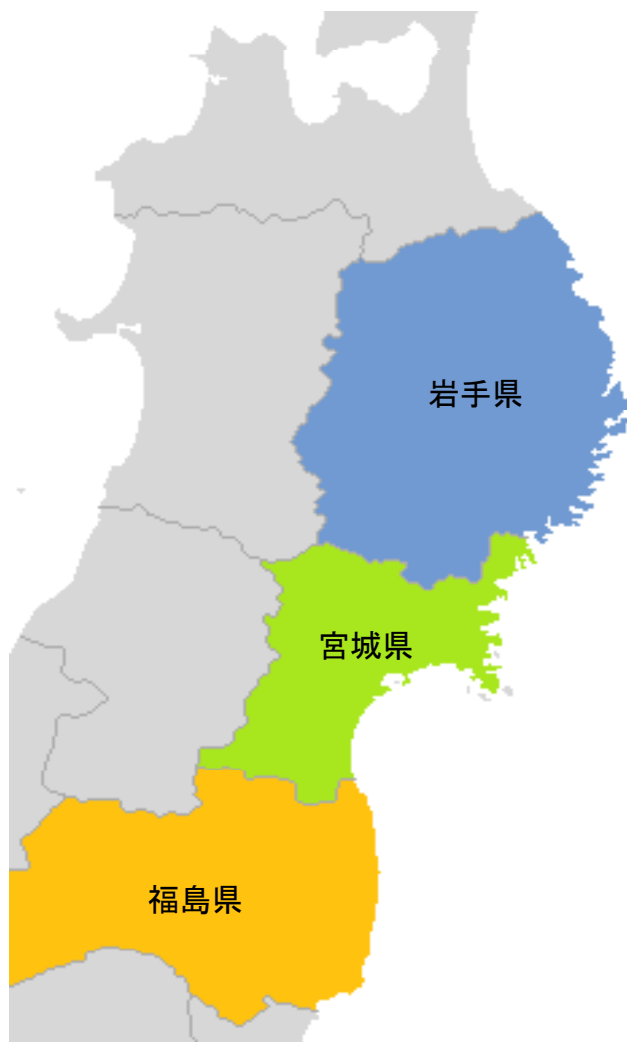
○ 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅

被災地の各県において、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げを行い、**68,409戸**の入居決定（平成24年8月2日現在）

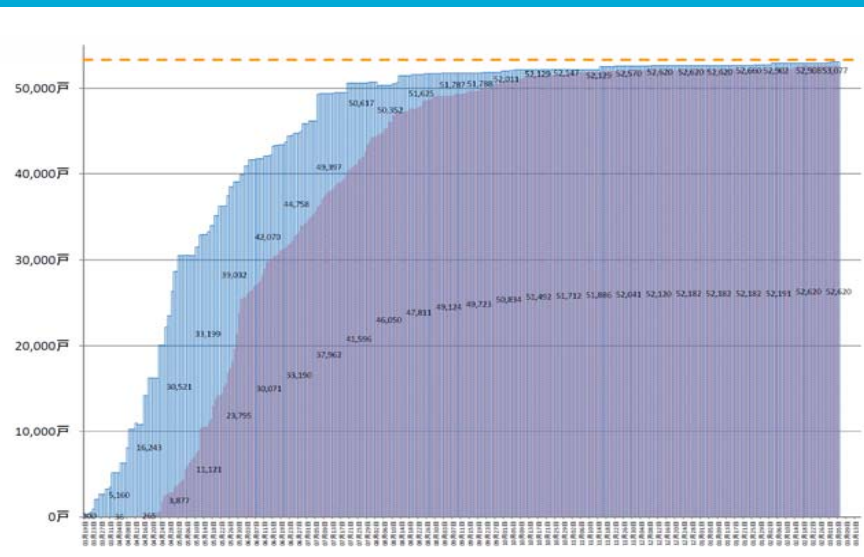
### ◇ 公営住宅等への入居状況

公営住宅等	UR賃貸住宅
約 <b>8,900戸</b> (平成24年9月3日現在)	約 <b>970戸</b> (平成24年9月3日現在)

※ 国家公務員宿舎等（UR賃貸住宅を含む）への入居戸数は  
約**10,500戸**（平成24年8月8日現在）



# 応急仮設住宅の建設状況について



着工確定戸数 53,169戸

完成戸数 53,169戸

- 完成見通し(9月1日時点)
- ・岩手県... 平成23年8月11日全戸完成
  - ・宮城県... 平成23年12月26日全戸完成 ※ 11月下旬に追加発注
  - ・福島県...未着工分を除き9月下旬までに順次完成予定
- ※ 未着工分957戸の内訳は
- ①1月下旬に追加で要請のあった大熊町分(いわき市内 46戸)
  - ②11月下旬と2月下旬に追加で要請のあった檜葉町分(いわき市内51戸)
  - ③3月下旬に追加で要請のあった富岡町分(いわき市内 110戸)
  - ④5月中旬に追加で要請のあった南相馬市分(南相馬市内 350戸)
  - ⑤5月上旬に追加で要請のあった浪江町分(いわき市内 100戸、南相馬市内 300戸)
- ※ 9月下旬完成予定の住宅は2月1日以降に着工したもの。

## ◆用地確保等の支援

○建設の支援に当たっては、震災翌日(3月12日)から7月15日まで、東北地整及び各県に国土交通省職員を各1名派遣。  
○国土交通省・34行政庁・都市再生機構より、のべ9,543名支援(3月31日現在)。

## ◆地元業者の活用



地域の工務店等による応急仮設住宅の供給を促進する各県の取組を支援。

## ◆コミュニティへの配慮



特に高齢者が安心して居住できるよう、コミュニティに必要な施設の設置を支援。

## ◆農地・民有地等の活用



必要に応じ、民間主体が所有している土地や農地を活用。

## (プレハブメーカー)

- ・ (社) プレハブ建築協会の傘下の規格建築部会 (主にプレハブ供給メーカー) が供給する応急仮設住宅。



応急仮設住宅団地内に設置される談話室



## (ハウスメーカー)

- ・ (社) プレハブ建築協会の傘下の住宅部会 (主にハウスメーカー) が供給する応急仮設住宅。



## (地元業者を活用した木造応急仮設住宅)

住田町産の木材(主に杉材)を利用して、町の第三セクター住田住宅産業が施工。  
(住田町93戸、陸前高田市60戸)



## (2～3階建ての応急仮設住宅)

宮城県女川町において、(株)坂茂建築設計等が2～3階建ての応急仮設住宅189戸を建設。

【事業者】(株)坂茂建築設計等  
【構造】鋼製コンテナ改造  
【地区・戸数】宮城県女川町 189戸  
【着工日】7月22日 【完成日】11月4日  
【その他】中国からの輸入住宅資材を活用



(出典)株)坂茂建築設計

## (輸入資材を活用した応急仮設住宅)

岩手県大船渡市で、地元業者による中国資材50戸を活用した応急仮設住宅を建設。



## 概要

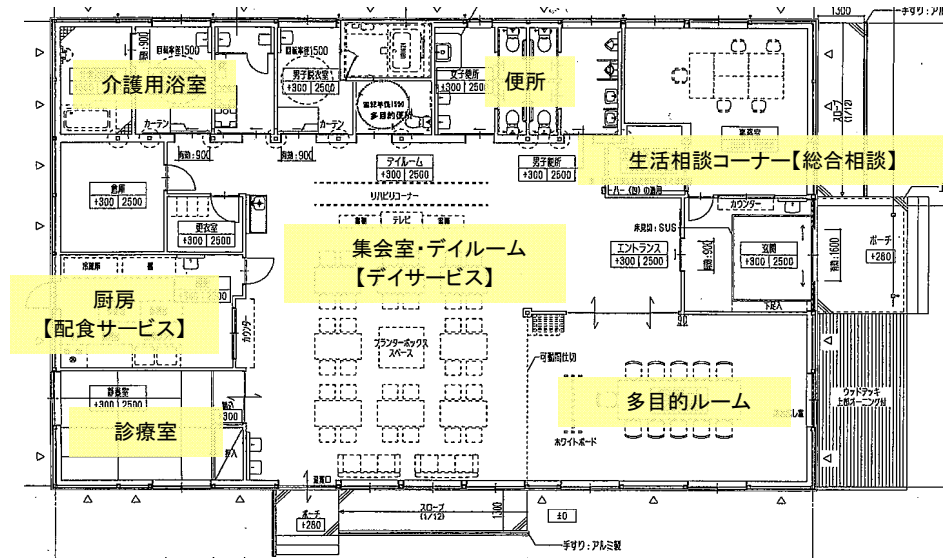
要介護高齢者や障害者等の安心した日常生活を支援するため、各県において、LSAの配置等の総合相談機能、地域交流、デイサービス機能等を備えたサポート拠点を仮設住宅地に整備する取り組みを実施。

### ＜サポート拠点の設置状況(12月7日時点)＞

[合計] 101ヶ所(岩手県 26ヶ所 / 宮城県 50ヶ所 / 福島県 25ヶ所)  
 [開設済] 80ヶ所(岩手県 18ヶ所 / 宮城県 47ヶ所 / 福島県 15ヶ所)



### サポートセンターのプラン例



### ＜シンガポールからの仮設ケアセンターの寄付について～岩手県宮古市～＞

#### 【経緯と概要】

シンガポール政府、シンガポール赤十字社から、東日本大震災の被災地に施設の寄付の申し出があり、国土交通省で被災県との調整等の支援を実施。

7月22日に、シンガポール大使、岩手県知事、国土交通大臣の3者により寄付に関する覚書を署名。その後建設に着手し、11月15日に開所式を実施。

- ・延べ床面積 320㎡
- ・用途: ケアサポートセンター(福祉機器、送迎車両等を寄付に含む。)
- ・開所式: 11月15日

#### 開所式・外観



#### 内観



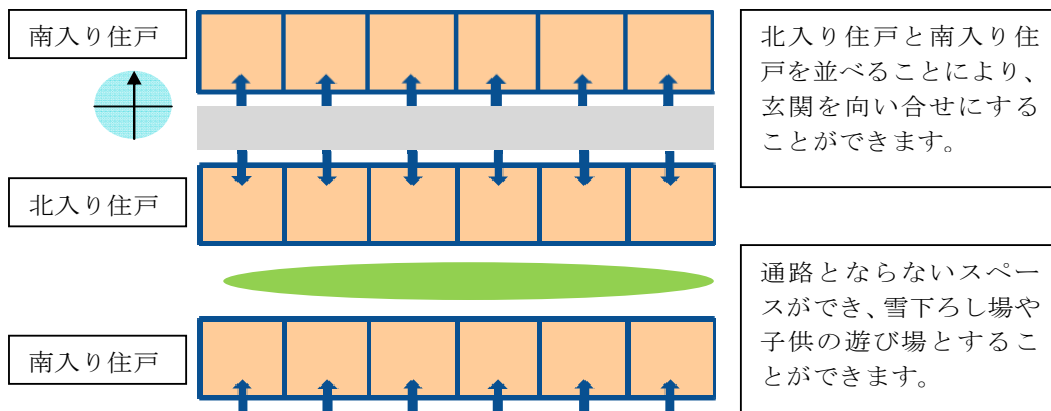


# 応急仮設住宅の事例④ ～配置計画の工夫例～

## 概要

○玄関を向かい合わせにした住戸プランの応急仮設住宅。岩手県の3団地などで計画。

### 配置例



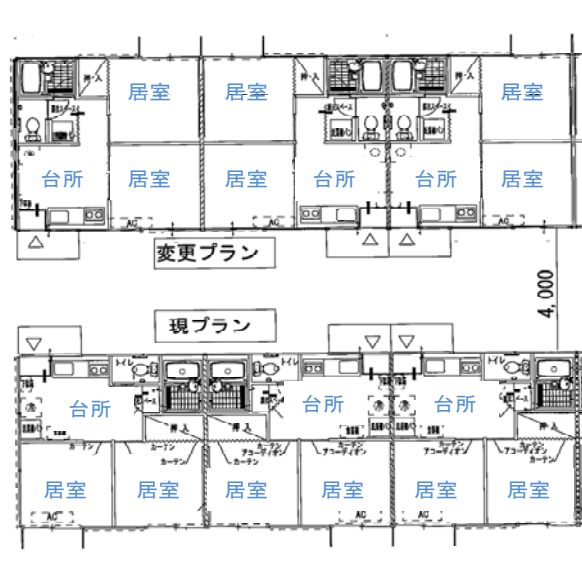
### 【玄関を向かい合わせにした住戸プランの例】 (岩手県釜石市)



一般ゾーン



デッキによるバリアフリー化されたケアゾーン



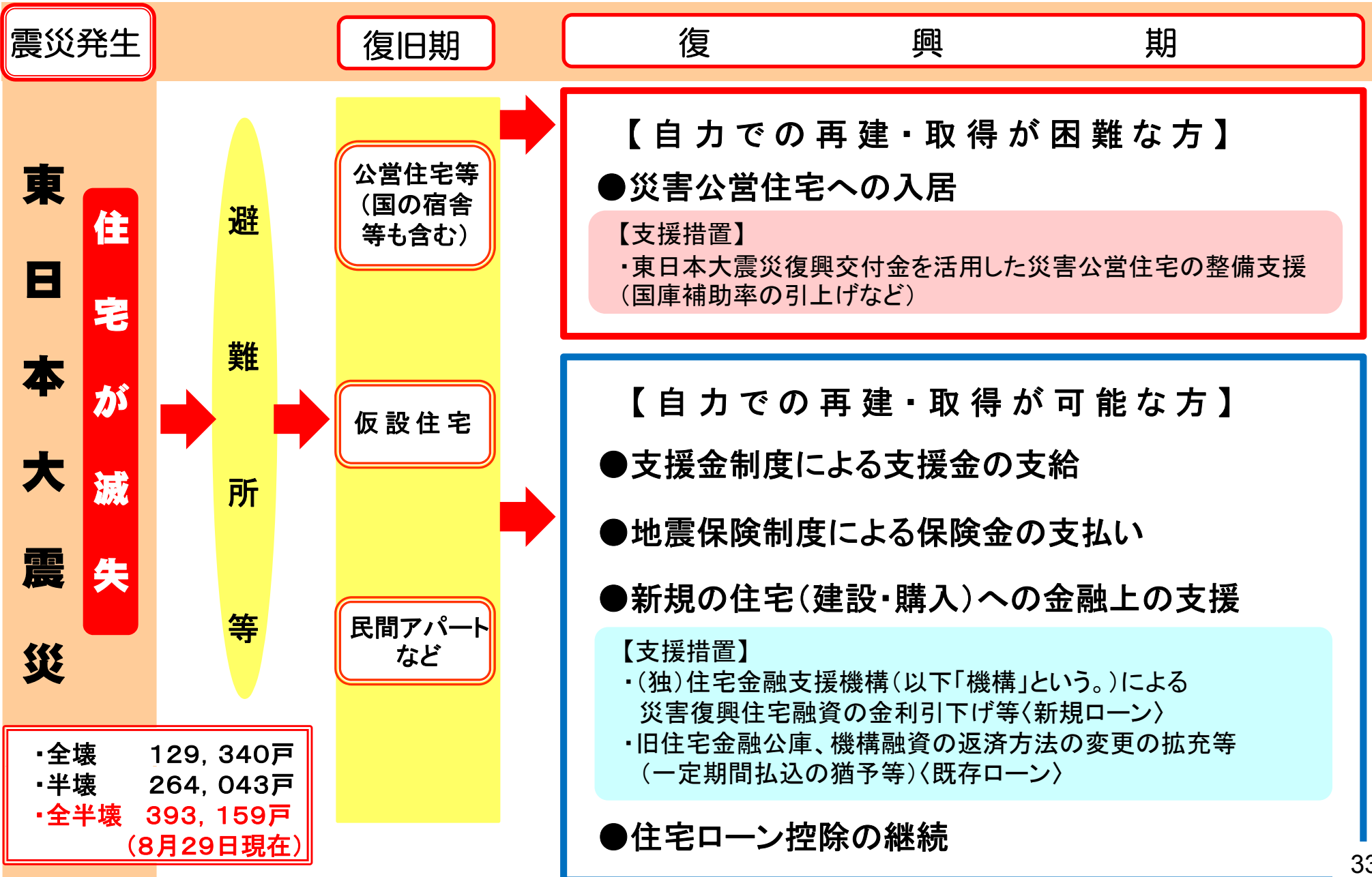
#### <平面図>

南入り住戸は、台所及び居室のうち1室が南に面することとなります。

なお、南入りプランの作成及び玄関を向かい合せとする配置については、建築家山本理顕氏のご指導をいただいております。



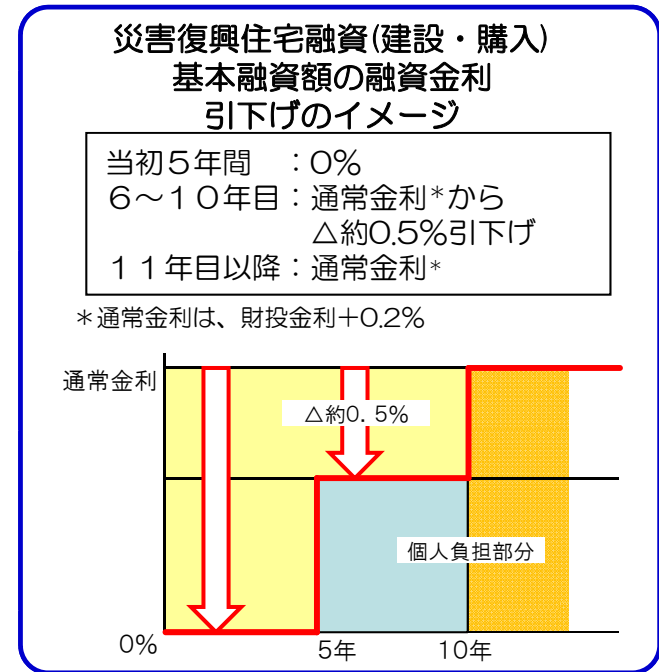
※岩手県公表資料(6月16日)より



東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の拡充及び既往貸付者に対する返済方法の変更等を行うことにより、被災者の自力による住宅の再建等を強力に支援する。

## 1. 災害復興住宅融資の拡充等

- (1) 災害復興住宅融資の融資金利の引下げ
  - ①災害復興住宅融資(建設・購入)の基本融資額の融資金利について、  
**当初5年間は0%、6～10年目は通常金利から△約0.5%引下げ**
  - ②災害復興住宅融資(補修)の融資金利は、**当初5年間1%まで引下げ**
- (2) 災害復興住宅融資(建設・購入)の元金据置・返済期間の延長  
最長3年(現行)から**最長5年に延長**
- (3) 災害復興住宅融資の申込期間の延長  
現行のり災日から2年以内との取扱いを**5年以内(平成27年度末までの申込み分)に延長**
- (4) 災害復興宅地融資の新設 <財政援助法で措置>  
住宅には被害がなく、**宅地のみ被害が生じた場合の融資の新設**  
※災害復興宅地融資の金利は、**災害復興住宅融資(建設・購入)の融資金利**とする。



## 2. 既往貸付者に対する返済方法の変更

被災された住宅金融支援機構(旧公庫融資、フラット35(買取型)を含む)の既往貸付者に対する返済期間の延長及び返済金の払込みの猶予期間の延長、並びに猶予期間中の金利引下げの拡充を行う。

返済方法の変更	払込みの猶予	返済期間の延長	猶予期間中の金利 * フラット35(買取型)についても対象とする
り災割合 30%未満	1年	1年	0.5%引下げた金利 <b>又は1.5%の低い方</b>
30%以上60%未満	<b>3年</b>	<b>3年</b>	1.0%引下げた金利 <b>又は1.0%の低い方</b>
60%以上	<b>5年</b>	<b>5年</b>	1.5%引下げた金利 <b>又は0.5%の低い方</b>

※下線は拡充部分

## 災害公営住宅の供給に係る措置の概要

		災害公営住宅		一般の公営住宅	
		激甚災害	一般災害		
指定要件		①災害要件：被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 ②地域要件：100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した市町村	①被災地全域で500戸以上の住宅が滅失 ②一市町村の区域内で200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失		
入居対象		災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者（入居収入基準要件及び同居親族要件は適用しない）。	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者（ただし収入分位40%以下で同居親族のある者に限る）。	収入分位25%以下で同居親族のある者。 (注)被災者、高齢者等は収入分位40%以下。 (注)高齢者等は単身入居可。	
整備戸数の上限		滅失戸数の5割	滅失戸数の3割		
補助率	整備	建設・買取	3/4	2/3	45%
		借上 (共同施設整備)	2/5(東日本大震災は3/5)	2/5	2/3 × 45%
	家賃低廉化	当初5年間 3/4 6～20年目 2/3	20年間 2/3	20年間 45%	
地方財政措置		地方債(充当率100%)	地方債(充当率100%)	地方債(充当率100%)	

## 災害公営住宅の供給に係る拡充措置の概要

### ① 災害公営住宅の整備支援

- ・ 激甚災害による災害公営住宅に係る用地の取得造成費に対する補助  
(国：3/4、 地方：1/4)

### ② 高齢者生活支援施設等の整備支援

- ・ 公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設等※の整備費に対する補助  
(国：1/2、 地方：1/6、 社会福祉法人・民間等：1/3)

※ 高齢者生活支援施設（デイサービス施設、生活相談サービス施設等）、障害者福祉施設（グループホーム、ケアホーム等）、子育て支援施設（保育所、放課後児童クラブ等）

### ③ 災害公営住宅の特別家賃減額

- ・ 低所得の被災者への家賃の特段の減額措置に対する支援  
(国：1/2、 地方：1/2)

## 東日本大震災復興交付金による支援

○災害公営住宅の整備等に係る補助については、東日本大震災復興交付金により対応。

○地方負担については、①追加的な国庫補助及び②地方交付税の加算により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助

②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当（ただし、災害公営住宅の建設・買取等は対象外）

## 東日本大震災復興特別区域法による特例の目的

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域において、街作りと整合のとれた災害公営住宅の建設に時間を要することや一度に大量の災害公営住宅を建設する必要があること等を踏まえ、当該被災地域の実情を踏まえた円滑な公営住宅の供給を可能とする。

### 1. 公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長

#### 現行制度

現行の災害時特例規定では、災害発生の日から3年に限り入居者資格要件を緩和（収入基準・同居親族要件の緩和）

【被災市街地復興特別措置法第21条】

#### 特例措置①

復興推進計画に記載された、災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居者資格要件を緩和

【対象者】 ①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者  
②都市計画事業等の事業の実施に伴い移転が必要になった者

### 2. 公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

#### 現行制度

○耐用年限の1 / 4を経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することができる

（木造：7.5年、準耐火：11.25年、耐火：17.5年）

【公営住宅法第44条第1項】

○譲渡対価は、公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない

【公営住宅法第44条第2項】

#### 特例措置②

○耐用年限の1 / 6に期間を短縮

（木造：5年、準耐火：7.5年、耐火：11.7年）

#### 特例措置③

○地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能とする

\* 譲渡の価格については、時価とするよう通知済。

**背景・現状** 警戒区域等の避難指示区域※に居住していた方（避難者）については、**避難の継続を余儀なくされることから、その居住の安定を確保することが必要。**

※ 避難指示区域(現在の「警戒区域」及び「計画的避難区域」)については、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」としての再設定を検討中(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)

## 【避難者の居住の安定確保に係る視点】

居住制限を受ける**避難者は、現に居住できる住宅がない点で、災害で滅失した住宅に居住していた者と同様**であり、被災者向けの支援策と同様の対応が必要

（避難者の居住していた住宅は現時点では滅失していないため、「災害により住宅を失った者」を対象としている、災害公営住宅の整備支援や住宅金融支援機構の災害復興住宅融資など東日本大震災の被災者向けの支援策の対象外。）

## 福島復興再生特別措置法における主な措置

避難指示区域に居住していた者（避難者）について、災害により滅失した住宅に居住していた者とみなすことにより、東日本大震災の被災者と同様に扱うなどの措置を講ずる。

### (1) 災害公営住宅の供給等

- ① **入居者資格の特例** : 避難者については、収入にかかわらず公営住宅へ入居できるよう措置。
- ② **整備に係る補助の特例** : 避難者に対する災害公営住宅の整備を支援 [補助率: 3/4 被災地では東日本大震災復興交付金の対象]
- ③ **用途廃止・譲渡の特例** : 避難者向けに整備した災害公営住宅の柔軟な用途廃止や譲渡が可能となるよう措置。

### (2) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の提供

避難指示区域の住宅に代わる住宅を取得する費用について、東日本大震災の被災者向けの住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（当初5年間金利0%等）の対象とするよう措置。

### (3) 都市再生機構による業務の受託

都市再生機構が、福島県等の避難者向け住宅等の整備に係る事業について本来業務として受託できるよう措置。

### (4) 居住安定協議会の設置

福島県及び移転元市町村は、災害公営住宅の整備等に当たり移転先の地方公共団体等との調整を行う場としての協議会を組織可能。

# 災害公営住宅の整備状況(H24.8.31時点)

## 1. 供給計画

- 岩手県…11市町村において、約5,600戸の災害公営住宅を整備する計画を公表。
- 宮城県…21市町において、約15,000戸の災害公営住宅を整備する計画を公表。
- 福島県…全体計画は未定。

## 2. 整備状況

※戸数については、今後変更となる可能性があります。

計	用地確保		うち設計着手		うち工事着手	
	79 地区	3,369 戸	47 地区	1,967 戸	17 地区	324 戸
青森県	5 地区	67 戸	5 地区	67 戸	2 地区	38 戸
岩手県	17 地区	573 戸	10 地区	377 戸	4 地区	185 戸
宮城県	34 地区	2,275 戸	16 地区	1,300 戸	1 地区	12 戸
福島県	9 地区	237 戸	5 地区	138 戸	2 地区	58 戸
茨城県	5 地区	180 戸	2 地区	48 戸	0 地区	0 戸
長野県	8 地区	31 戸	8 地区	31 戸	8 地区	31 戸
新潟県	1 地区	6 戸	1 地区	6 戸	0 地区	0 戸

(参考)災害公営住宅の整備実績

	県 営	市町営	合 計	備 考
阪神・淡路大震災	9,721戸	15,700戸	25,421戸	他に再開発住宅等を加え総計41,963戸
新潟県中越地震	—	336戸	336戸	他に通常の公営住宅121戸、小規模改良住宅20戸



○ まちづくりと一体となった災害公営住宅整備として、主に以下のものが考えられる。

## (1) 防災集団移転促進事業との合併施行

防災集団移転促進事業による移転先の高台に、災害公営住宅を建設する。

## (2) 土地区画整理事業との合併施行

土地区画整理事業により現位置へ換地予定の土地を取得して災害公営住宅を建設するほか、集約換地による仮換地での災害公営住宅の建設を念頭に置いて従前地を取得し、仮換地指定後に災害公営住宅を建設することも可能。

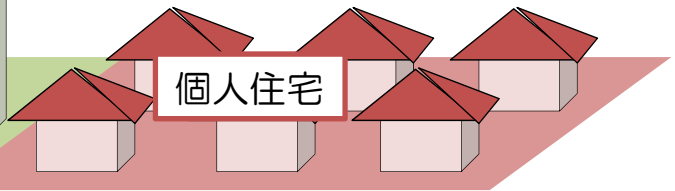
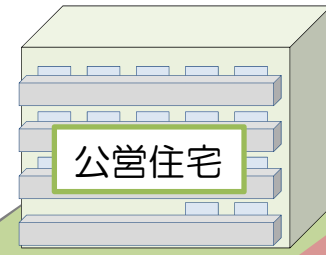
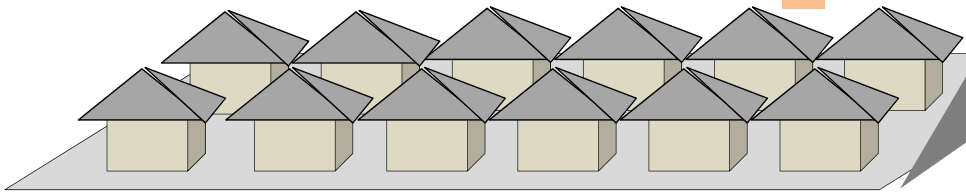
## (3) 小規模住宅地区改良事業・住宅市街地総合整備事業との合併施行

災害公営住宅の建設と併せて、不良住宅の除却、関連公共施設整備等の面的整備を行う。復興交付金事業計画に位置づけるだけで迅速に着手可能。

# 防災集団移転促進事業との組合せによる住宅団地の整備等

※ 復興交付金では地方負担分の50%を国庫補助

「防災集団移転促進事業」と「災害公営住宅整備事業」との組み合わせにより、移転先の高台において災害公営住宅を整備



赤字は制度改正事項

## 移転元（移転促進区域）：低地等

### 土地の買取等（移転元）

防災集団移転促進事業による土地の買取、移転者の移転費用の補助（補助率：3/4）

### <防災集団移転促進事業の要件等>

- ・ 防災集団移転促進事業計画に移転促進区域を定めること
- ・ 移転促進区域内の全ての宅地を買い取る場合に限る(住宅用途以外の土地の買い取りは義務としない)。
- ・ 取得した土地の区域を災害危険区域（建築基準法第39条）として、建築制限を課すこと
- ・ 買い取り価格は、災害の発生する恐れがある危険区域であることを勘案して算定した価額

注1: 被災地における「防災集団移転促進事業」には、移転住宅数当たりの補助基本額(補助対象事業費)の合算額の上限なし

注2: 「防災集団移転促進事業」による用地の取得及び造成に要する経費について、地域ごとに1㎡当たりの単価あり。特例として、地域の実情に応じて造成費見合いを加算。また、特に必要と認められる場合には、これによらない。

## 移転先（住宅団地）：高台等

### 公営住宅の整備

- 用地取得・造成  
災害公営住宅整備事業  
(補助率：3/4)

### ○ 建設

- 災害公営住宅整備事業による建設費補助  
(補助率：3/4※)
- ※ 激甚法に基づく整備の場合の補助率

### 個人住宅の整備

- 用地取得・造成  
防災集団移転促進事業  
注2 (補助率：3/4)
- 宅地を分譲する場合は分譲価格(市場価格)を越える部分は補助対象

※ 上記のほか、防災集団移転促進事業においては、移転者の用地購入費及び住宅建設費にかかる借入資金の利子相当額が補助対象となる。  
(補助率：3/4)

### <防災集団移転促進事業の要件等>

- ・ 「防災集団移転促進事業計画」に住宅団地の整備等について定めること
- ・ 住宅団地の規模は5戸以上（移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数。また、国土交通大臣が特に認める場合、半数要件を適用しない。）